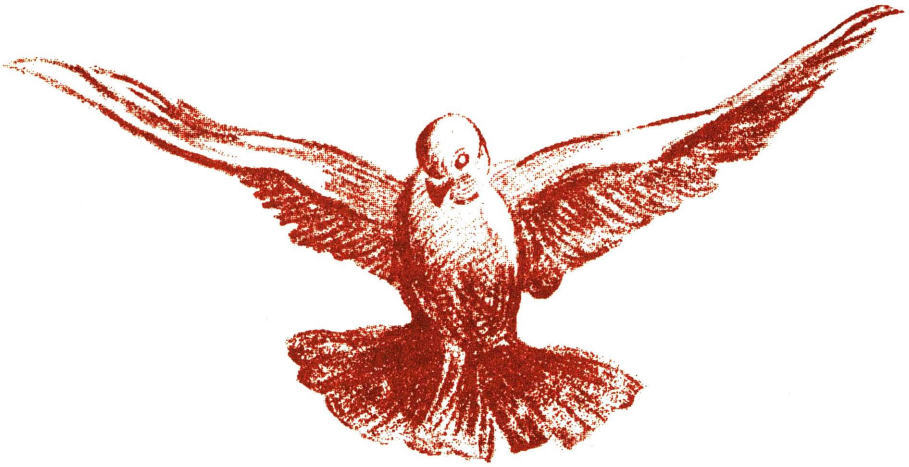


育教の兒幼

号六第

卷六十四第



會協園稚幼本日

保育者の新しいノート (8)

S. K. 生

(1)

○教育全面、その中に幼稚園も勿論、制度内容ともに新しくなった。そのためわたし達も新しい教育者にならなければならない。それも、たゞ新しい教育を知る必要があるというだけでなく、制度として、わたし達の前からもつている幼稚園保姆免許状が、すべて假免許状となった。勿論今のまゝで幼稚園につとめてはられるが、いずれは、新しい正規の幼稚園教員免許状を受けなければならない。その時の資格条件として、認定講習會を修了しておくことが役に立つということである。しかも、それは出席日数もきまつている嚴密のものだということである。

○と聞くと事むつかしい思いがするし、先輩の方々の中には、何十年目でまた勉強かどむつかしい顔をしてられるが、新しくなる途だと思えば、寧ろいゝ氣もちもし、元氣も出る。新しくなろうなろうとは心がけながら自分ひとりでは中々思うように出来ない。それを十日間の講習でして貰えるのだから、都合のいいことだ。とにかく、自分みずから新しくならないで、新しい教育をすることは不可能である。但し、十日の講習で、すっかり新しくなりきれぬ譯ではあるまい。これでいとぐちをつけて貰つて、あとは、たえ間なき自己教養によるべきものであろう。

(2)

○いつも人の顔さえみれば、新聞を讀んでるか、讀んでるかど、いわれる園長が、こないだの新聞(七月五日)に出ていた經濟危機の「白書」をよく讀んだらうねと注意された。よくともいませぬが一應見ましたと答えたら、珍らしく、感心だといわれた。實のところ綿密には分らないところもあつたが、成るほどこれでは國もたいへんだと思つた。國がたいへんなのだから、個人のくらしのたいへんなのは、あたりまえだ。おなかのすくのも、しかたのない話だと思つたが、やつぱり、おなかはすく。それにしてもあのいろいろの統計の中で、子どもの身長體重が一年分低下しているという數字は、ほんとうに、ぞつとするような氣がした。そうして、わたしたちの、おなかのすいていることなんか、考えてられない氣がした。この位、國のために心配になることはない。

(3)

○わたしの机の上に、いつも花をおくのを、せいたくねえといつた友達がゐる。でも、わたしの心は、これでどんなにうるおわされていることだろう。大きな立派なものでなくてもいい。こないだ、裏のくさむらに咲いていた露草をとつてきて、あの濃い藍色に、しみじみと、ふかぶかと、うつとりと見入つたことであつた。どんな時でも、自然はうれしい。

第 四 十 六 卷 幼 幼 の 教 育 第 六 號

目 次

休 養	倉 橋 惣 三	(2)
教育に於ける自由と指導	吉 田 昇	(4)
談話の偏重に就て	内 山 愷 尚	(9)
學校教育法施行規則幼稚園の部解説	笠 原 謙 二 郎	(12)
母 と 語 る (五)	倉 橋 惣 三	(19)
幼稚園教員認定講習會に就いて	編 集 部	(20)
保育者の新しいノート (8)	S ・ K ・ 生	
講 座		
學校教育法における幼稚園 (11)	倉 橋 惣 三	(21)
三 學校教育法における幼稚園の目的 (下)		
四 學校教育法における保育の目標 (一)		

休 養

疲勞は、幼児保育者にとつて何よりの禁もつである。しかも、そと目には氣らくそうに見える保育が、身をも心をも疲勞させることは甚しい。あの元氣な幼児たちと、馳けまわつては、いつしよに遊んでゐることは、若い人々にとつても容易のことでない。更に、あの寸時も心を離れない幼児たちの動きに、一々氣をくばつてゐることは、老練の人々としても油斷をゆるされない。それに、ベルが鳴つて休憩時間が來て、職員室で小憩出來る學校の先生とちがつて、つゞけつゞつしよで、よく嚙んでゐるひまさえない。その上幼児が歸つてからも、その日の整理、あすの準備、それがもとより毎日の連続である。疲れたとさえ思つてゐる暇のない程に疲れが積る。

それなのに、疲勞ほど、保育の仕事を妨げるものはない。

第一、子どもの活潑な活動に伴つてゆけない。保育技巧で何とか相手をしてゐるとしても、その鈍さは、どの位、子ども達に不満足な思ひをさせてゐるか分らない。のろ呉い足どりや、うつろな目つきや、響いて來ない返事や、すべてに彈力

がない。彈力のない先生は、彈力のないゴムまりと同じに、子ども達を喜ばせることはできない。幼児の活動に伴えない位で、彼等の生活の中に、保育の活きた機會が見つけ出される筈はない。あとからさえ、氣がつかないかも知れない。

幼児にけがをさせるのも、先生の疲れてゐる目である。それは、電車や汽車の故障が、運轉手の疲れてゐる日に起りがちなと同じである。疲勞は生活々動の反應をおそくする。あつと思つてゐる間に、汽車はてんぶくし、子どもはけがをして仕舞う。あつとも思わぬ時さえあろう。

わたしは、幼稚園の先生方に、夜の睡眠を充分して貰うように、いつもすゝめる。子ども達に取り囲まれて居ねむりをする人は、まさかあるまいが、ゆうべの寝不足は、翌日を半もうろうとさせる。もうろうとして、幼児の想像の世界にふら／＼するのは、まだいゝ。睡眠不足から氣分がいら／＼して、お小言が多くなつたりしたら、子どもは迷惑千萬である。あの先生は、どうしてあんなに、不機嫌だつたり、氣みじかだつたりするのか知ら、何か人生問題に煩もんでゐら

れるのかと、同僚までハラ／＼していると、それは、ゆうべの夜ふがしに、しかもくだらない宵つばりの結果に過ぎなかつたりする、煩もんさせられるのは、氣の毒な幼児たちである。

適度な睡眠は一番手軽で、そうして最も健康な休養法である。が、若い人々は、そんな消極的休養だけでは済むまい。そこに、積極的休養法としてのいろ／＼の娯樂もあるう。それは、その人の好みと便宜と可能とに任せる。たゞ怠つてならぬことは、忙しければ忙しいほど、又、職務を大切と思えば思う程、休養を必須なる課目(?)として、規則正しく生活のプログラムの中へ組み込んでおくことである。つまり、休養に對する積極性と計畫性を忘れぬことである。積極的ならば、ぐす／＼娯樂にもなるまいし、計畫的ならば、だらしない娯樂にもなるまい。休養はいうまでもなく働くための休養である。娯樂のための娯樂は、休養の部にはいらない。

レクリエーションといふ言葉はいゝ言葉である。この頃大はやりで、時には、随分濫用の感を起させることもあり、殊に、敗戦國の再建生活につりあいのとれないような氣のすることもあるが、しかし、レクリエーションという言葉は、ほんとうにいゝ言葉である。働けば力は消もうする。それをとりかえずの、レ(再)クリエイション(創造)である。聞いただけでも、生きかえるような氣もちのする言葉である。むつかしくいへば、生命の合理的要求であり、又、生活の合

理的必須である、筋肉勞働にその必要はいうまでもない。事務勤勞にその必要はいうまでもない。そうして、その當然の考慮が、現代的生活の合理性の一つとして、注意深く行われている。が、我田引水ではないが、教育、すなわち、育つ生命を相手とする生命そのものの仕事のためには、一層多く、その必要があり、考慮が拂われるべきことである。わたしは、日々に生命で仕事をす。生命を以て生命を育てつづけている者である。その生命が消もうしたら、相手の生命を育てることがどうして出来よう。自分のために必要な生命だけでなく、わかち與えなければならぬ生命である。惜みなくわかち與えると共に、否、思いきつてわかち與えることの出来るために、たえず、活き／＼した生命を、レクリエートしなければならぬ。

勿論、人間の貴い生命は、休養などという方法よりもつと貴い生命の本源の力づけによつて、精神的にレクリエートされるものであらう。しかし、わたしは今、そうした高いこと深いこと重いことを敢ていわない。もつと低く淺く輕いところで、友よ、よく眠り給え、よく休み給え、計畫的に樂しみの友だちに、そうした機會を得られ次第、否々、そうした機會を賢くつくり出して、よき休養を忘れ給うなという。それは君が自分でレクリエートして呉れなければ、思いきりいつしよに働けないからでもある。——必ずしも悪友の言葉ではあるまじ。

教育における自由と指導

東京女子高等師範學校教授

吉

田

昇

戦時中の強制から解放されて、教育はその本来の姿をとりもどすようになって来た。自由な雰圍氣が、教育に活氣を興えているのである。しかし、それとともに極端な自由の弊害もいろいろと話題に上っている。われわれは教育を振興するため正しい自由さを、今こそ確立すると共に、そのあり方を吟味しなくてはならない。この問題について一つの示唆を與えるものは、幼児の教育である。幼児の教育はこれまで自由ということが屢々主張され、その考え方が教育の基調となつてゐるからである。誰でも幼児に接するものは、その能力を思うまゝに發揮させ、のびのびと育て、ゆこうと願うのである。この分野では指導ということよりも、自由な活動の方が何よりも必要だと見做されるからである。フレールにしても、モンテソリーにしても、幼児の教育に關心をもつたものは、この點を強く指摘して、新しい教育の原理をうちたてた。教育における自由ということは、他のすべての分野で先立つて、幼児教育の領域では動かすことの出来ない原理となつたのである。このために、戦時中ですら、幼児教育に強

制的な指導の原理が導入されて来たのは最も遅く、且つ最も輕微だつた。暖き愛につつまれた自由の雰圍氣は、それほど幼児教育の生命ともいふべきものとなつてゐるのである。それ故、この分野においていかなる指導が缺くべからざるものであるかを知ることが、他の段階での問題に連關する大切な事柄であると思われる。

○

この問題を吟味するためには、先づ自由なる雰圍氣に於ける幼児が現實にいかなる指導を受けてゐるかということが明らかにされなくてはならない。完全に自由を與えることを標榜する學園として代表的なものは、モンテソリーの「兒童の家」である。こゝでは、一切の指導はさし控えられ、兒童の自由は徹底的に認められる。教師は進んで教えようとしてはいけない。兒童の興味を伸ばし、その間に答えるだけである。だが、それではこの樂園は兒童を指導することはしないのであろうか、否、その反對である。モンテソリー自身、或

る學校の受持ちの教師が全く兒童を放任して、秩序が亂雑になつたといふので、彼女自身が、これに代つてよい態を興えたといふことが書かれている。また、この學園を視察した人々も、直接的な指導こそ見られないが、間接的な指導のためには、十分に手がつくされてゐることを記している。例えば、生徒が靜肅を保つことにしても、音を立てないで歩く遊戯が示唆され、生徒は教師でないにしても、多くの仲間から靜かにするように要求されるというのである。即ち、完全なる自由といつても、生徒の各人の欲する活動は、必ずしも純粹に生物學的な要求のみによつてゐるわけではなく、その興味の方角を決定するものは、或る場合には教師の示唆であり、更に生徒同志の模倣によることが多いのである。

このような、間接的な指導が行われていることは、單に不可避な混入としてのみ認めるわけにはゆかない。このような指導は、かえつて幼兒の教育に必要なものだからである。若しも、幼兒に何等の指導も行われないとするならば、幼兒の自然な成長といふものも決して望むことはできないからである。幼兒が言葉を感じるにしても、自然に模倣するだけでなく、この模倣を或る場合に賞讃し、他の場合に非難する人がいるからこそ、幼兒は正しく言葉を使用するようになるのである。若しも幼兒が全く放任されて、正しい言葉の使い方も多くの年月を試行錯誤によつてやつと獲得するようであれば、到底正常なのびくした發達は望めないであらう。まして、道徳的な觀念とか理想とかいふ兒童に理解できないようなこ

とは、指導なくして到達されないと云ふのである。しかし、このような指導を受けたものゝ方が、圓滿な發達をとげることには、一般の家庭に育つたものと、戦争による浮浪兒とを比べて見れば、明瞭であらう。浮浪兒は一切、自分の價值判斷のみによつて行動するため、食生活にのみ強い關心をもつて居り他の事柄に無關心となり、その價值觀が偏狹となるため、正當の發達をとげるために非常な困難に遭遇するのである。かくて、自由な勞働氣につままれた幼兒教育の分野において、最も自由を主張する學園すらも、指導の要素を多分に含んでゐることを知らなければならぬ。

○

教育における完全な自由が標語として掲げられ、一切の指導を排除しようとするモンテソリーの學園すら指導を行つてゐるとするならば、一切の指導が排除されるべきなのではなく、教育的に誤つた指導のみが排除されるべきであると考へなくてはならない。しからば、悪い指導とは一體何であらうか。モンテソリーの思想の中に現われる間接指導の思想を推しよめて言えば、次のように要約されるかも知れない。被教育者の求めるもの、つまり、被教育者の意欲とか興味とかに基いてゐる手段方法について指導が爲されてもよいが、その意欲とか興味とか思想には指導が行われてはならないと。この考え方は、一應兒童の人間としての權利をも尊重し、その指導をも可能にする様に思われる。教育において兒童の興味

とか動機を正さざるだけ尊重するという近代教育學の精神をも満足させるものといえよう。しかし、被教育者の動機と方法とを指導すべきものと指導すべからざるものに峻別することは果して妥當なことであらうか。

○
教育の現實を捉えてみるならば、各人の實際にもつては、動機、興味、態度をそのまま手を觸れるべからざる神聖な殿堂と見做すことは、かえつて教育の正しい理解から遠ざかることになりはしないであらうか。動機とか興味とかは、決して先天的傾向のみに基くものでなく、環境の影響を大いに含んでいるからである。人間は、或る行動を行つて、満足な結果を得ると、その專柄に¹⁰のヴェクトルを感じるようになり興味を示す様になる。そして、このことが繰返されると、急激に變化しない一定の態度を形成することとなる。このように満足な結果を興えるものは、或る場合には、その人自身に原因をもつてゐる。食欲とか健康感とかを含む感覺的な満足はこの種類に屬する。より高い程度のこと柄については論理的な整合とか、道徳的な正しさを得るといふような、情操的満足が、その標準となる。しかし、多くの場合、この他の人々の判断を基礎とする賞讃と非難が入つてくる。即ち、満足な結果といふことのなかには、他の人々の賞讃を得るといふことが、重要となつてくる。既に例としてあげた、幼児がはじめて言葉を感じる場合でも、その發音に對して、大人の

賞讃があることが、必要不可欠の條件となつて来る。道徳的な行爲や美的な評價についても同様のことがいわれる。他の人々の賞讃と非難が言葉で現わされなくても、どれほど強力なものであるかは、チリングがドイツの初等學院で試みた實驗によつて明らかである。この實驗とは、體操のとき右手を舉げるべきときに指導的な位置にある幾人かの生徒に豫め内緒で、申渡して左手を舉げさせた。そして、間違つた生徒を、皆に指摘させたところ指摘されたものは正しく右手を舉げた子供達だつたといふことである。この場合は、生徒各自の自分自身で行う判断よりも、集團の評價の方が結果の満足不満足に遙かに強い影響を興えていることが知られるのである。同様に繪畫の批評について、専門家の意見が、全體の人々に強く影響するという事實も實驗によつて知られている。この様な事柄から、各人の持つてゐる興味や態度が必ずしも、自分自身のものでないといふことも言えるのである。このような反省からモンテニーユのように、自分の判断以外は、一切頼らないようにしようとする態度も生れて来る。モンテニーユは次のように述べてゐる。

「他人のために暮すのはもう澤山。……何故、我等は、そういう自然及び理性の掟に逆いて迄、自己の満足を他人の権力下に繋ぐのか。……わしは、自然的要求は如何なる限界までゆくものかを考へて見る。そして、我が門口に立つ哀れな乞食がわしよりも愉快そうに健康なのを眺めて、自分を彼の立場に置き、彼のような心持にたろうと試みる。」

モンテニエがすゝめるものは、健康と節度ある快樂と理性の満足とである。このやうな態度をとれば、各人は他の人々の評判によつて左右されず、心裕かな生活ができるというのである。實際、評判の影響を受け入れることが、いかに多くの弊害をつくり出してゐるかは、ルソーの「不平等起原論」によつても鮮やかに描き出されてゐる。彼によれば、權勢と評判が、人類の極度なる不平等と不幸とをつくり出したといふのである。

しかし、このように悟ることは、哲人の姿である。ひとびとが、このような状態に到達することは、一つの理想である。だが、すべての人間が最初から、自分の感覺的な満足と理性的な満足しか求めなかつたとしたならば、果して文明の進歩はあり得るであらうか。ひとが己の満足を捨て、他の人々のために盡そうとする氣持がなくなれば、社會も文化も崩壊するに違いない。勿論、このような氣持が、他の人々の意見によつてではなく、自分自身の理性によつて行われることが望ましいことは當然である。だが、善行は自然に人の心に生じて來るものであらうか。むしろ、行くことによつて學ぶという教育學の原則で示すように、初めは、他の人々の意見によつても、實際行われてはじめて、身についたものとなつてゆくのではあるまいか。言葉も、ひとに束縛するためではなく、われわれの思想を述べるために存在すべきものであるが、これを學ぶときには、ひとの賞讃と非難によつてこれを學び、それを使用することによつて束縛を離れてゆく

より仕方はないのである。「汝自らを知れ」という言葉は、多くの事柄について一定の態度がとられるようになつた後に、これを自分自身の最も満足する事柄を中心として、統一し再組織する青年期に與えらるべき指標なのである。

このように考へて來ると、意欲には自由を、問題の解決には指導をという原則も、幼兒期の教育に確立することは困難となつて來る。われわれは、よい指導と悪い指導の判別を知るためにモンテソリーの理論よりも寧ろ實際の方法から學ばなければならぬ。モンテソリーが、明らかに避けてゐるものは、直接的な指導である。間接的な指導というのは、兒童が指導されてゐるという感じない指導である。その指導が兒童の興味自體を變革するものであるかどうかは問うところではない。沈黙への關心は兒童には豫め存在しなかつたかも知れない。しかし、兒童が指導されてゐるという感じないうちに、これに興味をもつならば、この指導は爲されてもよいのである。このような指導の仕方は、兒童の意欲を弱めることがないという點に最も大きな特色をもつてゐる。この指導によれば、兒童が劣等感に陥つたり、學園を嫌ひになつたりする懼れはない。このようにして、初めて兒童がのび／＼と自信をもつて發表することが出来るのである。自から自信と責任をもつて事を處理する民主的な人間も、このような教育から生れて來るのである。モンテソリーの方法

が有効であると認められたのも、このような長所をもつていたからである。しかし、モンテッソリーの方法が、この様な點にその長所をもつているとするならば、教育の方法を間接指導にのみ限ることは果して正しいことであらうか。直接に大人が兒童を指導するときでも、大人と子供の間に強い愛情でつながれているときには、子供は何等指導されていることを感じないで、その評價に従うことがある。家庭における價値の評價が知らず識らずの間に、兒童に浸み込んでゆくのは、このような経路によるのである。このような直接指導は兒童の意欲を弱めることもないし、劣等感も起しはしない。そして、兒童に理解出来ない事柄については、或る程度このような大人の指導は必要なのである。若しこの指導が大人から與えられるから、兒童の自主性を害するというのであれば、モンテッソリーの行う間接指導のなかに、兒童の相互の間に強い影響があり、純粹な自主性といふ點から言えば、一層問題である點を含んでいることを擧げればよい。こゝにおいて、問題は、直接間接といつた形式的な差別が善悪を決定するのでないことが知られるであらう。要するに、兒童の意欲を弱めないように、のび／＼と成長せしめることが肝要なのであつて、何がこれを妨げているかということは、個々の具體的事例について研究されるべきなのであつて、これを形式的に判定する標準は、かえつて幾多の行き過ぎをつくり易いのである。民主主義的ということについても、青年期に至るまでの全教育道程を経て、十分に自分自身の判断に立つ

て行動できる人間がつくられ、その内容が人間性に立脚したものであればよいのであつて、すべての段階をおしなべて、一つの形式で判断することは正しい見方ではないと考へられる。われわれはモンテッソリーの教育界に與えた大きな刺戟と卓見に感謝すると共に、これが教育における自由と指導の正しい理解に導かれるように望むものである。

○幼稚園教員認定講習會 東京女子高等師範學校

期日 第一期七月二十一日から五日間
第二期十月八日から五日間

會場 東京女子高等師範學校

課目(第一期)

新法法及び教育基本法(四時間)

文部省調査局審議課長 西村 巖

學校教育法及び同法施行規則(六時間)

文部省學校教育局初等教育課長 坂元 彦太郎

新教育法原理(五時間)

東京女子高等師範學校教授 倉橋 惣三

教育心理學(第一期 八時間)

東京女子高等師範學校教授 牛島 義友

衛生養護(三時間)

東京帝國大學助教醫學博士 瀨川 功

幼兒遊戲指導(九時間)

東京女子高等師範學校教授 戸倉 ハル

なお第二期課目は、教育心理學、保育要領、實地研究、參觀、協議等が計畫されている。

談話の偏重について

東京保育學校長 内山憲尙

一

新らしい米國の雜誌に「漫畫は心理學的に見て兒童の學習上適當なものではない」と云う教育心理學者の發表があつた。

繪畫に對しては専門でないからはたして兒童に害になるかどうかと云うことは論ずる資格はないが、この理由は、あまりにも漫畫が刺戟が強すぎるから、落ちついた子供の向學心をなくすると云うことである。

私は今日の紙芝居について同じ様なことが言えるのではないかと考えるのである。

このことについては以前から少しは考えていたのであるが、最近多くの幼稚園託兒所保育園を廻つて見てこの感を深くした。

幼兒の場合、あまり紙芝居ばかりを興えると云うことによつて、童話や、朗讀や話し合いを靜かにする態度は減少して來るのではないかと思われる現象を示している。

二

幼兒たちは視覺に訴える紙芝居に對して興味を持つて「先生、紙芝居をしてよう」と紙芝居を要求する。

保母さんは、讀んでやりさえすれば事足りる紙芝居の方が手數がかゝらず、すぐに出来るので、幼兒が要求するがまゝに紙芝居を興える、かくして談話と云えば紙芝居のみが興えられる傾向になつて來る、その結果、幼兒たちは、刺戟の強い紙芝居によつて馴らされて、靜かな童話や朗讀では、あまりに刺戟がなさすぎるので、「面白くない」と云う聲になつて現われることとなるのである。

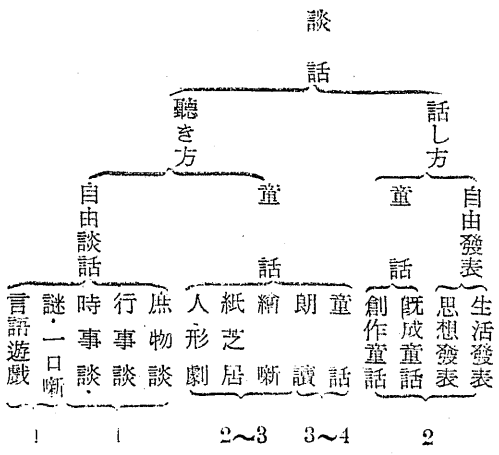
紙芝居は保育に害になると云うのではない、たゞあまりにも紙芝居のみが興えられて、紙芝居中毒を起している状態にあることから救わねばならないと考えるのである。例えば酒の好きな人が、度をすごして永年のみ續けたためにアルコール中毒となつて、アルコール氣がある間は元氣だが、アルコール氣が切れると不氣嫌になると同じである。酒も少量で

あれば血の廻りをよくして薬ともなるが、中毒になつて仕舞つては身の毒である、

三

元來談話が童話のみに偏重していることについて三十年來聲を高くして叫んで來たのであるが、最近では紙芝居偏重の傾向である。

談話は次の様に分類しているが、今その分量について示して見れば、



即ち幼兒の話しが談話の十分の二、童話、朗讀が十分の三

か四、繪紙芝居、人形劇が十分の一か十分の三、保姆さんが中心となつての自由談話が十分の二位の量である、勿論、同敷ではなく時間の割合であるから、謎や一口噺、言語遊戯は五分六分位づゝであるから回敷から言えば多くなるかも知れない。

四

今度の新しい教育法の第七章幼稚園の第七十八條第四項に

言語の使い方正しく導き童話繪本に對する興味を養うことと

と明記してある。アメリカあたりの幼稚園を參觀すると保姆さんが椅子にかけてその周圍に子供たちが集つて話を靜かに聞いているなごやかな風景をよく見受けるが日本の保姆さんたちはどうも話しをすると云うことをなんだか大變に保育と離れたもの様に考えている様である。そんな考を持つていないまでも、人の前で話をするを恥かしがる傾向がある。

これは今日までの日本の家庭での教育や學校の教育が人の前に出て、素直に意志發表をすることの練習をしていないことに基因しているのであるが、この悪い教育は一日も早、是正して、自然に、純真に明朗に人の前で話の出來る習慣をつける必要があると同時に、幼兒に對して「話し方」を通じてこの習慣をつけてやらなければならない。

五

童話は決して難かしいものでもなければ特別な技巧を要するものでもない、ありのままの生活——日常の話をそのままに延長したものである。

先日ある幼稚園へ行つたが、童話をすると言うのでテーブルが出てゐる、テーブルにはテーブル掛けが掛けてあり花まで置いてある。更におどろいたことには話を始めると、小使の小母さんがお盆に水差しとコップを置いてテーブルの上へ持つて来るのである。童話と政治演説と間違えているのではなからうかと思つた。今日まだ童話に對してこんな認識不足なことを見せられるのである。

童話は生活なり

決して特別な、他から講詞をたのんで来てやらねばならぬものではない。

安易で顔をかくしてやる紙芝居のみを興えて、徒らに強い刺戟のみを幼児に押しつけてはならない。

六

この間荻窪のある幼稚園の母の會へ行つた時、お母さんか

「先生、私の家の子供は幼稚園へ上る様になりましたから、幼稚園紙芝居を見せていただきましてそれからと云うものは街頭の紙芝居に興味を感じまして、拍子木の音を聞くと飛び

出して行つてこまづていますがどうしたものでしょう」

との質問を受けたが、これなども、幼児教育者として、園長保母の一應自省して見る可きことであると思う。

幼児が街頭紙芝居に興味を持つ様になつたら、こまづたものである。あの刺戟の強い色彩、度強い説明から興えられるものは、柔らかで潤いのある我々の理想の保育からは可成りかけ離れたものである。

七

要するに紙芝居をやつてはいけなさと云うのではない、その分量を減らして興えると共に、幼児の生活面を生かしてあらゆる機会に話をしてやること、靜かな美しい童話を聞かせてやると云うことを忘れてはならない。

『お自慢の南瓜、大きくなつて』

『太郎ちゃんの頭位』

『へえ』

『花子ちゃん、頭位のも』

『そおう。なんでも幼児が標準ね』

『でも、わたしには、そう見えるんですもの』

『いくつ出来て』

『組の子の数とおんなじ』

『まあ、ほんとうに！』

學校教育法施行規則幼稚園の部解説（二）

文部事務官 笠原謙二郎

は し が き

「幼児教育」の依頼に應じ本年五月廿三日文部省令第十一號を以て公布された學校教育施行規則第七章、幼稚園の諸條文を逐條的に解説して、幼稚園、保育所、託兒所等の關係者の參考に供したいと思ふ。之がためには此の省令の基礎づけをなす教育基本法（昭和廿二年三月卅一日法律第二十五號同日公布）及び學校教育法（昭和廿二年三月二十五日法律第二十六號三月三十一日公布）や前記施行規則の第一章、則及び附則中の關係諸條文にも時折ふれることも亦、讀者の理解を深める上に役立つと思ふるので、豫め御斷りしておく。

前提として従來の學校制度が根本的に改正されて新しい學校教育法が生れなければならなかつた理由を二三述べて見ることにする。日本の現状を省みるとき敗戦の原因は多々あろうが、吾々教育者が其の大部分の責任を負うべきであるといつても過言でないと思ふ。では、吾々は直接關係に自分達が蒔いた此の敗戦といふ歴史的現實の責任を何で償わなければ

ならぬか。それは當然民主教育といふ立派な柱に充實した裏付をなすことに外ならぬのである。斯く考へるとき、大學より幼稚園に至る全教職員は一日も安閑としては居られない。眞の民主教育というものは生やさしい努力で達成し得るものではないことを充分理解して日々の職場に精進しなければならぬ。

之迄の學校關係法令は、殆んど例外なく、各學校體系毎にそれ／＼單行の勅令（例えば大學のために大學令、幼稚園のために幼稚園令、同施行規則等々）というものが作られて來た。當然の結果として、學校體系は頗る複雑となつた。茲に一寸注意を引いておきたいことは、文部省關係の法令で議會の協賛を得た法律というものは、經費關係の教育費負擔法とか、宗教團體法とか極少數のものであることである。之が中央集權的畫一教育となり、或者に利用され勝の手段となる教育、これは必ずしも軍閥につけこまれたばかりでなく、學校卒業證書は就職の鍵となり、如何なる人格と能力を有つ者であるかをいう前に、先ず何處出身であるかによつて其の人の

前途の大部分を決定していた様な教育即ち軍閥教育、學閥教育となつた所以である。教育機會の不平等、激烈な試験等々、何んとか非民主的官僚獨占的教育を吾々は無意識に受けて來たことか。この様にゆがめられた教育雰囲気の中に育つて來た八千萬の日本人にとつて、民主憲法を身につけて生きて行くといふことは全く容易な業ではない。眞にローマは一日にしてならぬを痛感する。然し教育者はこゝで匙を投げ出してよいであろうか。否次代の青少年をして其の生き方を誤らせぬように指導する以外に、其の敗戦の責任を雪ぐ方法はないのである。之が又吾々に興えられた神の試練であり貴い使命でなければならぬ。然して此の次代の教育のスタートを切るものは、幼児教育者であらねばならぬ。既に何割か古い教育の種を植付けられてしまつた生徒兒童(青壯年は勿論)の

矯正は、これ又並々ならぬ努力を要する。新教育の五ヶ年計畫、續いて其の恆久計畫の樹立の音頭は、幼稚園、保育所の關係者で取らうではないか。——大部脱線したが、要するに國民が作つた新しい學校教育法によつて、當然教育は男女平等、凡ゆる階級に對して均等な、能力に應じた人間を作る教育を目指すと共に、學校體系は大變單純になつたのである。然し、吾々教育者は決して此の制度を以て完全なものとして満足してはならない。教育が悪い意味で軍閥に代つた政黨に利用されないような、幼稚園から少くとも高等學校まで無償(之は授業料だけでなく凡ての教育費保育費も含めて)の教育を公費で行える地方分權的教育世界を目途とするのが、憲法の理想であるといふ斷定は間違いないであらうか。

學校教育法施行規則抄

第一章 總 則

第一節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従い、その學校の目的を實現するために必要な校地、校舍、校舎、校具、體操場、圖書館又は圖書室その他の設備を、設けなければならぬ。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二條 學校設置の認可を受ける者

は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならない。

一、目的

二、名稱

三、位置

四、學則

五、經費及び維持方法

六、學校開設の時期

前項第一號から第三號までの變更は、監督

廳の認可を受けなければならない。

第一項第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第三條 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一、修業年限、學年、學期及び授業を行わない日(以下を業日と稱する)に關する事項

二、部科の組織に關する事項

三、教科課程及び授業日時數に關する事項
四、試験及び課程修了の認定に關する事項

五、收容定員及び職員組織に關する事項

六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項

七、授業料、入學料その他の費用徴收に關する事項

八、賞罰に關する事項

九、寄宿舎に關する事項

第四條 校地を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、その設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならぬ。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければならぬ。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならぬ。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならぬ。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長（學長を除く）は、校長免許狀を有する者でなければならぬ。

教諭は、教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

助教諭は、助教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

第九條 養護教諭は、養護教諭の免許狀を有する者でなければならぬ。

第十條 校長免許狀及び教員免許狀の種類、檢定、授與、取上げその他に關する事項は別にこれを定める。

第十一條 學長、教授、助教授及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生懲戒その他

第十二條 身體檢査、健康相談、疾病の豫防措置、學校給食その他衛生養護の施設に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 懲戒は、學校の種類に應じ、校長及び教員がこれを行う。但し退學は、左の各號の一に該當する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正當の理由がなくして出席常でない者

第十四條 私立學校が、校長を定め、監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添えなければならぬ。

第十五條 學校において備えなければならぬ表簿は、概ね次の通りとする。

一 學校に關係ある法令

二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫藥簿及び學校日誌

三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並に擔任教科及び時間表

四 學籍簿、出席簿及び身體檢査に關する表簿

五 入學考査及び成績考査に關する表簿

六 資産原簿、出納簿及び經費の豫算決算に關する帳簿並びに圖書、機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならぬ。

學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において學籍簿を保管しなければならぬ。

施行規則第七章 幼稚園

幼稚園の設置基準

第七十四條「幼稚園の設置基準は別に之を定める」之は學
教育法第三條「學校を設置しようとする者は學校の種類に應
じ監督廳の定める設備編制その他に關する設置基準に従いこ
れを設置しなければならない」を承けたもので、學校を設置
する時は國立、官立とはいわなくなつた。公立私立の如何を
問はず、學校の種類に應じて監督廳（之は法第六條の規定
によつて當分の間文部大臣である）の定める基準に従つて行
わなければならぬ。學校教育法第六條の趣旨によれば將
來時勢の進展に應じて此の學校設置基準及び保育要領の制定
權は將來ある時期に下級監督廳に委任せられることを豫想し
ているのである。それで文部省では既に大學高等學校に關し
ては、夫々の設置基準委員會を設けて之が制定も違くないの
である。又小學校特殊學校幼稚園についても續いて制定の豫
定である。尤も之等の設置基準制定以前であつても、従前の規
定によつて存置する學校（學校教育法第九十七條第九十八條
及び同施行規則第九十條、第九十一條參照）は、其の趣旨が
教育基本法の定める趣旨の範圍内で學校を設置變更經營する
ことができるのである。要するに學校設置基準ができない
うちに學校を設置してはならないということではない。

教諭一人の保育する幼兒數

第七十五條「教諭一人の保育する幼兒數は約四十人以下と
する」幼稚園の教員の種類については第八十一條の規定によ
つて園長教諭及その他必要な職員であるから本條文中の教諭
は幼兒の保育を擔任する教諭助教諭囑託講師等凡ての幼稚園
職員の總稱であり、組編制をする場合は、擔任職員の力量幼
稚園の設備規模幼兒の保育的環境等を考えて幼兒數を定める
べき趣旨である。小學校中學校の一學級の児童生徒數五十人
以下を原則として、之以上の學級編制をする時は特別の例外
措置として取扱うこととしているのに反して、幼稚園では此
の特別措置を定めていないのも、幼稚保育の特質を考慮した
結果に外ならない。殊に幼稚園の教育が小學校教育の基礎で
あり、初めて社會生活に仲間入りをする獨立した人間幼兒の
教育であることに鑑みて當然のことであらう。併せて、幼兒
を常に定つた組とかグループの形に編制して置くことは、た
とえ幼兒の或程度共通の條件を基礎としても、幼兒教育の本
質上妥當なものであるか否かに就ては新教育の行き方から見
て尙多くの研究を要するものではなからうか。

保育日數及び時數

第七十六條「保育日數及び保育時數は保育要領により園長
が之を定める」本年二月上旬以來半年に亘り文部省に於て
は司令部の民間情報教育部の協力を得て、國立、公立、私立
の幼稚園保育所及び關係官廳、民間の知識經驗者等十數名の

方々に依頼して保育要領作成中であつた。殆んど完成の域に達し近く出版する豫定であるが、此の幼稚園保育所等の運営指針とも云うべき「保育要領」の基準に従つて、園長は自己の教育方針を最大限に發揮するように、民主的幼稚園經營を創らなければならぬのである。

次に新しい學校制度に於ては學校の種類に應じて設置基準や種々の學習指導要領が生れることになつた経緯を附け加えて、其の運営を誤らないよう特に希望する次第である。徹底的に法規を簡易化し、教育の民主的的分権を目指した結果、従来の教授要目や教授細目等の省令や訓令を定めることは一切省略することとなつたのであるが、法と施行規則だけで、學校教育の完遂を圖るためには、少くも最小限度のスタンダードをヒントして地方廳や學校長園長の行政的教育的活動研究の範圍を充分發展せしめる趣旨であるから、之等の基準や學習指導要領（何れも省令案の如き法的措置で公布することはないと思料される）を、唯一の金科玉條とのみ心得ることは如何であらうか。當局としては之等設置基準及び指導要領の爲には教育及び保育が、中央集權的に統制劃一化することを最も怖れているのである。

第七十七條「第二十五條、第二十六條、第四十四條及び第四十六條から第五十條までの規定は幼稚園に之を準用する」

幼稚園に準用される之等の條文は凡て小學校關係の條文であるが以下その各々について解説を試み其の當然準用さるべき趣旨を研究して見たいと思ふ。

保育要領

第二十五條「小學校の教科課程、教科内容及び其の取扱に付ては學習指導要領の基準による」小學校中學校の學習指導要領は一般論の外に各教科目別に出来ていて教科内容取扱方等を解説してあるが、幼稚園でも従来の保育項目それ自身及びそういう分離した分け方の可否等も種々研究の餘地があるので、結局項目別に保育要領を作成することを止め、小學校の教科課程、教科内容、その取扱等に準ずる幼稚園のそれ等に關する事項は、凡て一冊の保育要領によるべきことがその準用趣旨なのである。

特殊幼兒

第二十六條「兒童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は之を課さないことができる」此の條文は教育の民主化、教權の自主性から見て校長及び教員が當然規定を俟たずして措置できる事項ではあるが、或特定の兒童で、先天的又は後天的に特定機能を失つたものがある場合、偶々特別の養護學級等の編成も不可能である理由の下に、一般兒童と同一學級で同じ取扱いをなすことは、兒童の人格を考慮しない取扱いであることを注意したに過ぎない條文である。以上の立法趣旨より推定すれば更に年少の幼兒を取扱う幼稚園に於ても、當然準用せられる條文であることは明かとなるであらう。

保 育 年 度

第四十四條「小學校の學年は四月一日に始り翌年三月卅一日に終る、小學校の學期は地方長官が定める」此の學年とは曆年に對する學年度のことであり、日本の歴史、慣習、社會狀勢等より見て之を從來通り會計年度に一致せしめることは政治行政等の諸制度より見て當然の措置でもある。曆年と會計年度の不一致が屢々社會的問題となることは又別問題として保留して置かねばならぬことである。然し學校の學期の區分に付ては、地方長官が之を規定し得るものであり、從來通り三學期制に於ては第三學期が他の二學期に比して頗る短期で各種の不都合不便をかもしている現状を見る時、地方の實情、氣候、風土等の諸條件を考慮し二學期制等も採用し得る餘地が勿論あるものと思われる。

保 育 時 刻

第四十六條「授業終始の時刻は校長が之を定める」本條文も小學校の條文であるが家庭殊に母と一體となつて幼児の育成に當る幼稚園の保育時間、及びその終始の時間は、園長が最もその土地に相應しい決め方をすべく、更に近年保育所託兒所との提携が益々重要問題となりつつある現状、及び幼稚園は最早や特權階級や一部富有家庭の子弟のみを對象とする特定の保育所段階に止まるべき時代でない社會情勢等に鑑みて、本條文の取扱いに付ては園長の腕を振る餘地が大いに

あるものと考えられる。

休 日

第四十七條「小學校に於ける休業日は次の通りである。

一、一月一日及び國の定める祭日、祝日、

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他に於て地方長官が

定めた日

休業日の取扱いは教育本來の觀點に加えて、昨今勞働組合の發展、團體協約等の問題とも關聯して特別の考慮を要する問題である。

第一號の元且及祝祭日に關しては終戦後政府で別途の閣令(?)で定めた筈であるが、夏季、冬季、農繁期休業日に關しては監督廳たる都道府縣知事が地方自治運営の妙味を發揮して夫々規定すべきものである。組合と知事又は文部大臣との協約に在る休業日とは、生徒兒童が正規の學級授業を中止するの觀念を原則とするものであり、一般官吏の中でも特別貴重な使命を有する教育者たるものはその尊い職場は寸時も忽せにしてはならない。教育といふ事實は動物や死んだ物體を取扱うものでなく、絶えず成長發展の途上にある幼児の人格完成を目指す聖職であることに深く思いをいたす時、吾々は一層その使命の重大性を感じるものである。

非 常 の 場 合

第四十八條「非常事變其他急迫の事情あるときは校長は隨時授業を行わないことができる。此の場合に於ては此の旨を地方長官に報告しなければならない」非常災害の發生した場合、貴重な幼児の生命を扱つてゐる校長園長が臨機應變の措置を講ずべきことは教育者としての重要な責務の一つでなければならぬ。斯る場合、不慮の災害を最小限に防止するためには、幼児に對する事業の訓練も大切であるが職員自身の落付いた態度も幼児には非常に強く反映するものであり、眞の教育者としての人格の暗示なる教育作用は、斯る例外的な場合に最も鋭敏に働くものであることを忘れてはならない。又斯る場合の措置に付ては規定を俟つ迄もなく、時期を失せず、その原因狀況結果臨機應處置恆久措置等詳細に互つて、府縣知事に報告し關係者の不安を最小限度に止めるよう教育事業の完遂に努めなければならない。

教員の進退

第四十九條「公立小學校助教諭の進退及び懲戒處分に關する規定は地方長官が之を定める」これも公立幼稚園に準用される一條文であるので之は法第八十一條「幼稚園には園長及び教諭を置かなければならぬ」

幼稚園には前項の外必要な職員を置くことができる。園長は園務を掌り所屬職員を監督する。

「教諭は幼児の保育を掌る」に照して之をみると、公立幼稚園とも當然養護教諭助教諭講師囑託及び事務職員を置く

ことが出来る建前であり、又之を置くことが必要でもある。之等を置いた場合、本官以外の職員の進退及懲戒を知事に規定させぬ規定である。

諸給與

第五十條「公立小學校の助教諭の進退は地方長官が之を定める。前項の助教諭の俸給旅費其の他の諸給與並びに其の支給方法は地方長官がこれを定める」が公立幼稚園に準用されるので前項の解説で當然判るように公立幼稚園で本官たる職員以外の職員を採用せる場合、之等の俸給等及び其の支給方法は府縣知事が地方の財政事情に照して官吏の俸給及び支給方法に準じて適宜定めるべき趣旨であるが、教育保育に従事する職員たる身分及び地位を考慮して妥當な財政措置を講ずべきことけ當然である。(つづく)

母 語

(5)

倉 橋 惣 三

○四月入園されたお子さんも、此頃では幼稚園にすっかり馴れてこられました。幼稚園へ馴れるという事は、馴れたという普通の言葉のように幼稚園に適應して来た、幼稚園のものになつて来たというのとはちがいます。幼稚園のものになるという事は、先生方にはとても始末のよいことも知れないが、それは生きた人間の子供らしくもないことでもあります。

○幼児は幼稚園のものになつたのではなく幼稚園を我ものにして呉れなくてはなりません。『先生、ブランコにのつてよろしいですか。』『ジャングルで遊んでよろしいですか。』と、一々先生におことわりし、伺いを立てている間は、まだ幼稚園を我ものにしてゐるのではありません。

幼稚園を自分のもの、自分の世界にするのでなければなりません。

今でもまだ、ときどき、お母さんとお子さんと離れない方がありますが、お母さんが離れないのか、お子さんが離れないのか、お母さんはいともにごやかに、我子を見まもつていらつしやいます。これは、お子さんにとつて、幸福なことなのでしょう。お子さんの中には、「おかあさん、早く歸つて下さい。お母さんがついでいると、幼稚園を我ものに出れません。」といいたいのかも知れません。それでは、お子さんにとつて、眞の幸福ではありません。

○朝、お子さんが幼稚園へきたら、その時から幼稚園は我ものであります。家にも、幼稚園が我もので、夢の中でも幼稚園で遊んでいるお子さんがあります。ようが、兎に角、朝眼をさますともう幼稚園のことで、ブランコにのろう、昨日の続きのお砂場はどうしたろうと、我ものにしていられるのです。

或お母さんは、お子さんを幼稚園へ送つてこれ、いつまでも廊下にいらしつ

て、「保育が始まつたら歸りましょう」と、それを待つていらつしやいます。ところが、お子さんの方はいらつしやるとすなはち、砂場が幼稚園、部屋が幼稚園であり、銘々戸棚の引出しは自分のものですから、勝手にあけてよし、ブランコへも、ジャングルへも自由に乘つてよし、すべてを我ものにして遊んでいます。保育は鐘や太鼓が鳴つてから、始まるのではなく、さあこれから先生が教育を始めますといつてから始まるのではありません。皆さんの受けた學校の教育はそうであつたかも知れませんが、今日の幼稚園はそうではありません。

たとえ、幼稚園は九時から始まるという事は、九時ならぬと保育が始まらないというのではありません。幼稚園はお子さんのいらした時から始まっているのであります。但、そういうとお子さんは明け方早くからやつてきたり、又は泊めてくれというかも知れませんが、大體の受付が九時ですという意味ではありません。其の前にいらつしやれば、その時からもう幼稚園、まして九時から何

十分たつて保育が始まるのでなく、すぐ
始まつてゐるのです。劇場の開場時刻と
開幕時刻といつたような譯はないわけ
あります。幼稚園はお子さんのもので
から、來ればすぐ、自分の世界として、し
たいことをする。これを假に自由とい
います。自由というよりあたりまえのこと
であります。幼稚園時代から自分で自
分の生活を見出すことの出來ぬお子さんは
將來どうなるでしょう。随分つまらない

ことでしょう。又、意氣地ないことで
す。○自分の生活を自分で一杯に楽しんで
る。そこへ先生が計畫をあてはめてゆく、
先生の計畫の中へお子さんを入れてゆ
くのでなくて、先生の計畫をお子さんの
生活へあてはめてゆくのであります。し
かし一人々々が我ももの思つて自由に行
動してゐて、間違ひが起らぬともわかり
ません。百人もの子が自己中心にしてゐ

幼稚園教員認定講習會に就て

編 集 部

新學制に基いて、從來の教員免許狀は皆「假免許狀」とな
つた。幼稚園保姆免許狀もそうである。正規の教員(保姆と
いわない)免許狀授與に關する規定は將來定められる筈であ
るがその時の資格授與條件として、この認定講習會の修了が
有效になる。従つて、從來の幼稚園保姆免許狀を有してゐる
人は、認定講習會を受けて置くことが、正規の免許狀を受け
る時に都合がよい譯である。

認定講習會は文部省直接か、(1)、都道府縣、(2)、教員養成
の目的を以て設置した官立學校、(以下略)等が開催するもの
で、會期は一〇日間以上とし、講習課目も、(一)一般的課程
(新憲法、教育基本法、學校教育法、同法施行規則、一〇時
間以上。及び新教育原理、五時間以上)。専門的課程(保育要
領二〇時間以上)。教職的課程(教育心理學二〇時間以上、實

ては、ついに亂雑な事になりますから、
そこへ先生が計畫を立ててゆくのであり
ます。

その計畫のなかでは、『私』の幼稚園か
我等』の幼稚園になります。自分の生
活を皆と一緒にしてゆくのです。一人で
する生活だけでなく皆とする生活の樂し
さを味わせたいと、先生方は苦心するの
です。

地研究、參觀實習協議一〇時間以上)總計六五時間以上と定
められてゐる。出席の調査をして、全授業時數の四分の三以
上出席したものに、修了證書が授けられる。右のような譯で
あるから、どこでなり機會のあつた時認定講習會を受けてお
かれることを、おすゝめする。但し、その主催が文部省か都道
府縣知事の認可を受けたものであることを確めないとい、效力
がない。又、從來、幼稚園保姆免許狀を有してゐない人がこ
の認定講習會だけで、新たに免許狀を受けることは出來な
い。

從來の免許狀が假免許狀となるのは、小學校、中學校、養
護教員すべて同じ取扱ひであつて、その人々々のための認定講
習會は、今年から全國に亘つて多く行われることと思ふ。幼
稚園教員のために今夏、東京女子高等師範學校主催のものが
七月二十一日から行われたのもその一つで、受講資格該當の
人々は、この他、東京のみでなく各地方で行われるのを注意
していただけることが必要であらう。

學校教育法における幼稚園 (二)

— 講習筆記 —

倉橋惣三

前 號

一新しくなった幼稚園

—— 先ず教育基本法から ——

- (一) 序 説
- (二) 教育基本法——第一條 (教育の目的)
- (三) 教育基本法——第二條 (教育の方針)

(四) 教育基本法——第三條以下

二 學校教育法における幼稚園の目的 (上)

- (一) 序 説
- (二) 幼稚園の目的
- (三) 幼児を保育して
- (四) 保育と教育

二、學校教育法における幼稚園の目的 (5)

(は) 心身の發達の助長

以上「幼稚園は幼児を保育し」と云う事について述べて來たが、これをセンチメンタルに云うと、「幼児を愛し」と云つてもいいわけである。この項はすみからすみまで通じている事だが、「幼児を保育し」でもよつと切れ下、「適當な環境を

與えその心身の發達を助長する事を目的とする。」とあり、保育を通してはするが、保育それ丈ではなく、教育的方面を示している。そして「目的とす」と云ふ言葉に近いのが當面の目的である。即ち「心身の發達を助長する」のが幼稚園の目的である。このところを、充分理解するために前の幼稚園令の書き方と比較してみよう。前のと今度のとは目的の本質

に於てそう違ねぬがそのあらわし方や主點の置きどころでは大そう違つてゐる。

幼稚園令第一條では、「幼稚園ハ幼児ヲ保育シシノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」となつてゐる。勿論どこが悪いといふことはなく。教育の效果として寧ろこの方がくわしい。けれども「せしめ」と「助長する」とは文法に於て違ふ。私自身の経験では、前の幼稚園令第一條を講義する時には「せしめ」の説明に苦心したのである。どうも「せしめ」が強きくと幼稚園教育の本質が變つて來るのである。そこで私はいつでも「せしめ」と云ふ他動的な言葉が使つてあるけれども、發達するものは幼児自身で發達するのだから、つまり自ら發達するものを發達せしめるのだと、解釋して來た。しかしこれでは垢脱けない。「自ら發達するものだから」と云う言葉は餘りにかくれてゐる。それをこじつけて解釋してゐると云われども仕方がない。今度には「せしめ」ともいわず、すつきりと謙遜に、「助長」と云つてゐるのである。心身の發達が目的に違ひないが幼稚園に來なくても心身は發達する。「この頃のやうに反物のない時代、身體が伸びて貰つては困る」などと、特別に心身發達を阻害するのでない限り、幼児の心身はぐんぐん發達するのである。畑の麥は、ひとりりでにスク／＼と伸びる。若し農夫が「發達しろよ」と云えば、麥はげらげら笑うであらう「私は自分でびてゐるのだよ」と同じに、なんとあの子が日に／＼發達することよ。幼稚園は

その發達を助長するのである。助長と特にいつてゐるところが強い。次に幼稚園令の「善良なる性情」といふことも、それはその通りであるけれども、その「善良に」と云うのが、時として、しつこくなる。子どもの「善良」を、成人の「善良」と同じにしたりしてもならぬ。いつも私はこう思う。すべて大人のことに使う言葉と子供のことを使う言葉とは違ふものである。大人は一號活字、子供は六號活字ともいおうか。大小だけの差ではないが、とにかく子供として善良な性情と成人の善良なる性情とは違ふ。たとえば幼児が可愛らしいうそをつく時は、大人がうそをついたのと全く同じに考へることは出來まい。

つまり、「せしめ」、「健全」、「善良」、「涵養」、が悪いのも間違ひでもないが、あつさりとして「發達」と「助長」になつてゐるのである。これは幼稚園教育の教育的本質を擧げてゐる譯である。但し念の爲いつておくが「助長」だから放任や傍觀でないことは勿論である。古い教育が餘りごと／＼と干渉したりしたのに對し何もしない方がいゝ、その方が却つて幼児はスポイルされずにすむかも知れないといつた考えで傍觀主義、放任主義といふのが出たのであるが、幼稚園に來させた以上、何もしないのも亦決して本當でない。そこで助長の字が餘計のことをいひわなないで強くきいてゐるのである。幼児の自らの發達を高く信頼してゐる人も「助長なら私共にも出來る。」と云うであらう。そも／＼教育と云ふことは、その心としてアクティヴな物である。しかし相手によつて

パツシヴになるのである、いわば「パツシヴアクティヴ」である。受身的アクティヴである。われ／＼の言葉で云えば「助けする」である。幼稚園教育のむつかしさもこのこつにある。こんなにアクティヴなものを、こんなにもパツシヴに表現しなければならぬのである。あらわに子供に働きかけていないでしかも働きかけているのである。放任でもない。無干渉でもない。例えていえば各所案内人が我々を連れて行く時、「あそこをこらんなさ。」「ほらここにもいいものがある。」「いゝでしよう」とたてつゞけにやられたのでは、我々は折角いい景色でもうんざりしてしまう。今度又ゆつくり一人で来ようと思つたりする。その又逆に案内人でありながら、何の説明もしようとせずブラ／＼ついて来て途中で客が歸ろうと云えば、云うまゝに歸つてしまうのも役に立たぬ。これでは何の甲斐もない。最もよい案内人は、熱心に我々を行くべきところへ連れて行つてくれ。だまつて見せてくれる。そして「まだ残つているから明日まいりましょう」と云い、次の日には、少し進んだ見せ方をしてくれる。このような熱心なる静けさ、助長といふ言葉のこゝろもちにはそんなところがある。道を散歩しているとき「御つしよに／＼」と云う人がいる。中には「結構です」と云うのにもかまわずどうしてもつれていつてやらなければ気がすまない」と云う人があるが、これは獨りで歩きたいものには有難迷惑である。親切の押し賣りである。英國人はよく云う、「May I help you」だ。このヘルプが助長である。毎日子供に

「ヘルプしていいですか」と聞く必要はないが、發達を助長するのは、あまり手出しをしてはならぬ。口で助長しようか。手で助長しようか。それは口でもなく手でもなく、環境によるのである。

(二) 環境による教育

これまでも環境教育といふことは多く云われていたが、これにはよき環境を以てと云う道德的内容効果の響がついてゐた。此處のはそれと少し違ふのである。悪い環境であつてならぬことはいうまでもないが、ここには「適當な」としてある。どんなのが適當なるかは此處では示していない、幼児のために適當なこと、後にいふ保育目標を達する名の適當である。

私は先に「保育上の工夫がなければならぬ」と云つたがその工夫を少くとも此處では環境と云う事においているのである。環境を以て助長し得るのであり、それが幼児教育の使命なら、その幼稚園が、眞に幼児を助長し得る環境であるかどうか問題となる譯である。

環境には色々あり、「子供」は子供たちの最もよき環境である。「先生」も亦よき環境である。しかし一方自ら助長に役立つ「設備」「施設」を持たずして平氣でいるわけには行かぬ。社會に對し、個々の家庭に對し、御子さんをおよこしなさい。その心身の發達を助長しましょうと云うからは、恐らく先生、幼児達の外に、心身發達に適當なる施設・設備が

なくてはならぬ。家庭ではよき家族的性情が環境となり心身を發達せしめる。しかし社會的存在使命を持つ幼稚園はもう一つ進んだ環境の場である事が必要である。しかし又逆に施設が全體であると思うのは誤りである。特に今日の日本では、適當なりと認められる「物」を施設する事が難かしい。そこで實際にはその方面の最小限度を、人間的の最大限に於て補おうとすることになる。しかし人間的環境にはまた心配が出て来る、物的の物は出過ぎない。ブランコ・砂場は沈黙して出しやばる事なく、しかも幼児の方で働き掛ければ大きな助長力を發揮する。それに比して人間の環境は「環境」の

三、學校教育法における幼稚園の保育目標（上）

（一）序 説

幼稚園の目的の説明を一應簡略ながら終つた。此の先の研究は二つに分れると思う。第一はその目的を幼児生活に即して、保育の實際で、達成してゆかなければならぬ「目標」であり、第二は、そのための方法である。目標なしに目的で行くとば一つとひろがつてしまつてはつきりしない。従來の幼稚園令では目的だけあつて目標が示してなかつたので、その時その時が手近にはつきりしなかつた點もある。たゞし目標が立つた丈で目的は達されるものではない。こゝに目的の達成に努めるところの「方法」が出てくる。その「方法」は又

域を越えて行かぬでもない。物的には不完全なのを補おうとおうとして、先生のあんまり心にもなきアクティヴが勝つて「助長」の域でなくなる事がある。

とにかく今度のは環境も「適當」というあつさりした言葉で止めるのはたらしきを「助長」ととめたところに、淡泊なよさがあるのである。それと共に、我々は無理に押し出して行くのでなく、それで以て人間教育の目的を實現し日本再建に必ず役立たねばならなくなつた。あつさりした味の中にある本當の強い味を見つける難かしさと研究が要求されているのである。

原理と實際とに分れる。ところでこの方法は學校教育法の中に記して、やがて出る「保育指針」の中に示されることになつてゐる。方法は生きてゐるものであるから法律ではきめられないところもある。

さて、幼稚園に於ける五つの目標を、はつきりした別々のものに區切るべきでもないが、それ／＼は違つたことである。この五つに分けたわけは、五つの方向があり、便宜上分けたのみならず、次のように考えられる。保育には内容的に大事な事が先ず五つある。けれども内容的に大事な事は必ずしも五つには止まらない。保育はその子の爲に望む事多いのであるから、今此處で皆さんに大事な事を募集すれば色々

あろう。けれどもそれよりも少し意味があるのである。澤山の目標があるけれども、それは幼児教育の本來性から將來の幼児が教育されて來る基本的なものでなければならぬ。「強慾は無慾に似たり。」と云うが、幼稚園の先生があまりに教育的慾張りであると、實は何の教育的效果の上らぬ事にならないとも限らない。教育の距離遠近を無視してたゞ並べたのでは無茶苦茶になる。例えば晝を描く場合、見える物は皆描くとすると、目前の物が却つて消えてしまふ。本當の晝家はその晝のエフェクトの爲、遠近を守り、しまいの方は目にみえていてもぼかすものである。教育と云うことにも距離があり、小學校、中學校、高等學校、大學で達せられることを近距離に引寄せ過ぎると「強慾は無慾に似たり」となる。即ちここに示されてあるのは、澤山の教育目標「横に並べてピクアップしたのでなく、それを教育的遠近に並べて手近な目標なしには、その向うは成立しない大切な五つを選んだのである。この五つは實に他愛ない物かも知れないが、しかし幼児教育と云う近距離教育で達成しなければならず、又達成出來るとされているところの、のつびきならぬぎりぐりである。従つて實現の遠近について選んだのだから、それがなくては先へ行けぬものである。例えば品川から汽車に乗る場合、品川、横濱、と通つて京都、大阪へ行く。その品川をとんで、直接に京都、大阪には行けない様な物である。それも、大急行や飛行機ならとにかく、教育は飛ぶ事を許さない。この五つを選んだ事に意味を擱んで貰いたいと思う。

そこで五つの目標を大ざつばにいえば第一は所謂健康の問題、第二社會性、第三社會生活、第四文化に關する方面、第五創作活動表現活動の問題である。

ところで皆さんはこれを見て、何處に道德があるのだろうかと考へるだらうと思う。そも、教育は道德性のことである。幼児教育である限り道德性を本質とする。殊に幼稚園令の「善良ナル性情ヲ涵養シ」はいかにも道德的であつた。幼児であるから善良と云つても大した事でないとしても「善良」とは道德上の言葉である。性格と云わず、性情と云つた所に遠近法は考へていたにしても「グット」は道德上の言葉である。しかるに此處には全々道德的な言葉はないのである。それにお心づきになつたらば裏返してそれが問題になるわけである。これは道德的な事が要らぬと云うのではない。勿論教育はモラルでなければならぬのだが、道德と云う事は、よほど高尚な複雑な人間が反省した場合に起る深いことである。保育では、強いてそこを突出さず、幼児のあるがまゝの姿に於て教育するのである。餘り道德規準によつて價值づけて行くのは、幼児にはきつすぎ可哀そうである。よく幼稚園の入口に、その幼稚園の方針として掲げてあるのを見る事がある。例えば「正直なる事」がそれである。幼児に於ける正直は、われ、倫理學に於ける様な道德性を持つてゐるものだらうか。嚴密な倫理上の正直を考へるから、これに違つてはパッドとする。しかし幼児が嘘をついた時は、パッドであらうか。むしろ嘘をつく所に幼児らしさが出ている場合すら

ある。幼児の性情の細やかさが敢えて正直ならしめなかつたのかも知れない。こゝで大人の考えているグッドを持出すのは難かしい。家庭的教育にしても餘り厳しい家庭が、しばしば幼児を誤らす事がある。これには二つの方向があると思ふ。一つは方法的厳しさであり、一つはその親があまりに倫理的・道徳的であつて、無邪氣な幼児を見ているその見方要求に於て厳しい場合である。そのため無邪氣なありのままの生活が、却つてゆがめられて來たりする。つまり私のいうのは教育に於て善を重んじないのではない。この子が小學校・中學校・高等學校・大學を出て道徳の考がなければ失敗である。けれども幼児教育ではそこまで行かなくてもいいと思ふのである。我々はグッド・バッドをらくらくと使う癖があるが、これは實に厳しい言葉である。此處ではむしろ「ウェル」「いゝね」と云つた道徳性でないふんわりとしたよさが入つてゐるのである。以上五つの全體的見方を云つたのであるが、次いで各論に入り此處に現われている事についてのべよう。

(二) 幼稚園の保育目標の一

第一、健康安全で、幸福な生活の爲に必要な、日常生活の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖る。」

第一項ではまず「健康・安全・幸福な」生活が主題になり、「それに必要な日常生活の習慣」及び、それと共に「身體諸機能の調和的發達」と、それ／＼が問題となるわけであ

る。さて此の一項全部で述べている事は、たゞ子供を健康な者にしようといふことを目的として示しているだけではないのである。健康、安全で幸福な生活を得るために必要な二つのことを目標として擧げているのである。先ずその一つとは「日常生活の習慣」である。健康な生活の爲に必要な日常生活習慣とはどういふことであらうか。

(い) 健康の爲の日常生活の習慣

(一) その一つは「生活の規則正しさ」と云ふ事であらう。すべて規則正しい事が規則正しくない事よりいいことはわかつてゐる。道徳的倫理的意味で、その望ましいことは勿論である。しかしこゝでいつてゐるのは、それよりも、「安全、健康で幸福な生活」の爲に、規則正しい日常性も考えねばならぬ。何でもきちんとして守ると云う様なものではない。それは頭の禿げた義理堅い小父さんのする事である。それでは幼児はたまらない。私の云うのは、そういう一般的のことよりも睡眠、食事・排泄の規則正しさと共に、働く事、休む事の關係の規則正しさをいうのである。これは道徳規律などの高尚な方面からみると大したことでもないかも知れない。うんこがきまつて出たくなる、これは消化の作用によるものである。又「家の子は七時になると眠くなる。朝は五時になると目を覺す。」といつたことも、早起の道徳ではなく、何時間たつと睡眠が足りると云う習慣的規則正しさである。食事にしても、何時になるとお腹が空くといふのである。何時になるとお腹が空

くのが善良なる子供と云うわけでもない。殊にこんな事は、我々大人では大した事ではない。しかしこれが出来ぬと健康にならない。又健康だからこうなる。原因とも結果ともなるが、幼児の幸福な生活には大切なことである。今までは、或は、食事など不規則であつたかもしれない。戦争中などは特に空腹のないうちに早く食べてしまおうなどしたかもしれない。それに伴つて排泄も不規則になる。私はかつてイギリスの非常に科學的に行届いた保育所で、乳児の排泄がよく習慣づけられているのを見たことがある。幼児と云う生理的の生動物にはこれが大切であると共に、うまくすればきちんといくことである。この點でわが國の保育に大いに反省せられ改良せらるべき餘地があらう。今までのわが國の乳幼児の育て方はあまりに道德教育的である爲に、こんな事はつまらない事であるとされてきた。幼稚園としても便所や食事の場所のことが餘りにも考えられていない。保育室・遊戯室等諸設備をした後で、思い出したように便所・食堂などをくつつけるのが従來の考え方であるまいか。晝をよく描かせ、歌をよく歌わせ、善良なる性情を涵養しても、これらの保育がだらしないれば、幼稚園の保育は完全といえない。

次に休みと働きの規則正しいことも大切な問題である。規則正しい生活と云うと、キチ／＼としている事で、自由さを尊重するという面と衝突する様な氣もするが、若し規則正しい正活が出来れば、その生活はなだらかなリズムのつて來るであらう。ピアノも一音づゝは離れているが、規則正しく進

行する時は、全體がメロディヤスになり、リズムが出来る。リズム的なのを圓滿な偏りなき生活という。圓滿とは生活以外では球の様であるが、生活として動いている圓滿とは、働くと休みとの偏りのないことである。氣分的と云うか、氣まぐれと云うか、働きに偏するの、休みに偏するのも圓滿な生活ではない。幼稚園では幼児の偏食を問題とする。醫者は、「食物の持つ均等なる栄養がとれない」と云う衛生科學的方面で考える。しかしその前に生活が偏つていと云う生活科學の上から先ず考えねばならない。偏つて食べたから道德的なパッドと云うわけではないが、まんべんなく食べるのが生活的圓滿でもある。それと同様歌ばかり歌っている。晝ばかり描いていると云うのも偏食的生活である。同じ晝ばかり描いていると云うに至つては、せまい興味しか持てぬ偏食者である。即ち、作業の上に於ける偏りは、それによつて出來る教育効果が憂えられるのみならず、その子の生活そのものをホールサム（圓滿）ならしめない。但し特別の時には偏よれる天才を重んずることもある。又は偏れる者をそのまま放置するほかない異常兒教育もある。しかし我々の考える幼児教育はそんな高い或は低い者でなく、普通の幼兒教育である。

(二) 以上「規則正しい正活」とそれからおこつた「偏らぬ生活」について述べたが、次に「健康な生活」に必要なことは清潔の習慣である。清潔とは不潔でないことといえれば簡單だが、私の云うのは健康なる生活習慣に必要な清潔で、味でいえば淡泊とか、あつさりしているとか、餘り濃厚でな

らと云う意味である。あまり清潔を重んじすぎると潔癖になつて偏れるものとなつてしまふ。私の爪には別に美しい色を塗つてないが、ぬつてない方があつさりしてゐる。顔に白粉をつけないと云うのは餘計な物をつけない事である、浮浪孤兒は、ごみ、垢、よごれがついてゐる方が愉快なのである。これは健康なるものではない。ところで、大人が白粉をつけるつけないは趣味次第であるが、幼児の健康のためにはしつくない、濃厚でないのがいゝのである。食物にしても、あつさりした生の物、あまり味のついた物でないのがいゝ。お年寄りには別であるが、大人も健康な者は生食を好んだりする。

支那の書の中に「岩に枕し水を飲んで、樂しみ此の中にあつたり」と云うことがある。仙人が霞を喰うというのもあつさりした物を喰つてゐる事であろう。この意味で幼児の生活は愛情に於て淡泊にする方がいゝ。嘗てアメリカでシンプルフ(簡素生活)と云うことがはやつたことがある。これは現代の文明、生活が餘りにも人爲的に、ごて／＼と不健全になつた爲、反動的に始まつたことで、日本にも一時はやつた言葉である。そのシンプルフの一つともいふか、室内よりも外の方が望ましいとせられる。飾つた部屋も楽しい。しかし何の飾りもない、日光と空氣だけの中を愛する生活習慣はシンプルフである。その反對に日光を避ける傾向、空氣を嫌う傾向、特別にしつらえた部屋の中だけが好きな子供は健康な幼児ではないのである。これは又薄着の習慣とも結びついて考えられる。薄着をし、日光と空氣に満ちた生活は科學

的にいゝのみならず、精神的に明るい生活である。疲れた者はあまりに明るさに耐えず、風通しよさに耐えないことがある。

(三) 次に大切なのは活動の習慣である。いつの場合でも、不精は幼児に禁物である。普通には勤勉の反對と考へられ道徳的に悪いこととされるが生活的不健全である。いずれにしても「健康なる生活習慣」ではない。

(ろ) 安全のための日常生活習慣

次に「安全」という言葉が出てゐる。安全を含む生活習慣の中から四つの點を擧げてみよう。

(一) 安全には色々の意味があるが、その一つは「生存に屬する安全性」である。自然界の生物を見ると、行きあたりばつたり喰つてゐる様であるが決して彼等は毒物を喰わない。我々は科學的に注意して喰へるがしば／＼毒物をたべる。放牧の馬は決して毒草をたべない。それのみならず體を悪くするとそれを癒す藥草をたべると云う。こうした自然界の生物が生命の安全の爲にもつ本能の例は澤山ある。私は小さい子供もそういう本能は持つてゐると思う。非常にお腹がすけば、うんと喰う。しかし一應のリズムがあれば大した事にはならぬのである。我々は變つた物を喰つて見たいと云うので、いかものを食つて死にそうになるが幼児はそうでない。私に二才になる孫がいる。新規な食物にあつたとき、警戒する。前に食べた事のないものは、大丈夫だと云つてもなか

く口にしようにとしない。異常食物に對するこの様な安全性は幼児生活に於て意味の深いことと思ふ。

(二) 次は行動の動きに於ての安全性である。自分の行動が危いかどうかについては子供には本能的な直感がある。ジャンブルジムに於て子供が落ちる事は少い。うつちやつておいても子供はあまり怪我をしない。適當に自己を守る。それなのに、本來あるべき行動上の安全性がなくなつて、怪我をすることのあるのは、その靜かな安全性が妨げられた時、例えば、人に先だつてあれを取りたいと云う様なそゝつかしさ等によるのである。そゝつかしい、せつかち、あわて、それはその場合寧ろ一種の眞實だが、その不健全な要素によつて安全性が妨げられるのである。縁側の端にいる子に急に「危いよ」と、云うと却て落ちる。云われた時、自然に起つた安全性以外の心が起るからである。吊橋を渡る時、怖いねと思ひ出すと落ちる。即ち行動上の安全性は人間に本來あるもので「子供は神様が守つているから怪我しないよ」というのもそれであらう。つまり雑念が湧くと怪我をするのだから、その雑念を抑制するような教育をする必要がある。

序に、一般の問題であるが、今日の現代都市は幼児に不自然なものである。その中に暮す幼児には不自然に對する安全生活の習慣が興えられなければならない。アメリカの幼児に對するセイフティファースト(安全第一)の訓練は、たとえは踏切での「右と左とをよく見て横斷せよ」など、よく行き届いた習慣がされている。

もう一つ擧げたいことは、非常に腹が立つという所謂「かんしゃくもち」の性格が怒りの中に自分をなくすることとか又非常に悲しみに沈む「メランコリー」の性格が悲しみの中に自分をなくすることである。むこうみずの怪我は大てい怒つてゐる時であり、うつかりの怪我は大てい悲しんでゐる時である。安全な生活習慣の爲には、こうした激情の習慣を正しくする必要がある。

(は) 幸福な生活

さて終りに、此の第一項でいう「幸福」な生活とは、どういう意味であらうか。我々が普通考へてゐる「幸福」は、一口に云つてみれば何かなみ大ていでないことで、何か特別のことがないと幸福でない様な氣がする。「幸福を興えよ」と云うのもそれで、金が幸福に成功が幸福にし、何か外の物が幸福の原因になつてゐるのである。しかし此處で云う幸福はそうではない。英語で幸福をハッピーと云う。しかし此處で云う幸福はウェルビーイングに相當する。幼児をあるがままの生活に置こうとする我々には、ハッピーの幸福はしつこすぎる。ところでウェルビーイングはグッドとは違ふのである。道徳的ひびきは含まれていない。あるがままの姿である。むしろ自分を幸福にする物があるかどうかでなく、自分が如何にウエル状態にあるかと云う事である。重荷を下ろして休んだ時、らくらくとしたウェルビーイングがある。ハッピーを求め、求めぬいたあけくハッピーをかなぐりすて

何も無い所に却つてウエルビーイングを見出す事もあろう。こんな意味に於て謂わばのび／＼と「いゝ氣持」のしている生活である。特別に嬉しいとか、特別に興奮する事でもない。朝規則正しい睡眠の後ベッドの中にたゞ目を覺ました時の氣持である。イギリスの名畫に眠り足りて目をさまし、床に起き上つた子供を描いた畫があるが、實にいゝ目をしている。ウエルビーイングの目である。大人はいざしらず、少くとも幼児にはこの様な生活習慣を養ふ必要がある。子供の中にはいつもベッドテンパー（不機嫌）な子がいる。癢起きが悪い等もそれであるが、それらの子に對する從來の考は淺薄であつた。又この子はえらいから「大ていの事では喜ばない。」など云うのも、機嫌よくにこ／＼しているのは淺薄な事である。と云う心もちが含まれている。大人は不機嫌ならざるを得ない理由もある。しかし幼児の不機嫌なのは、本來的にウエルビーイングの生活習慣を缺いてゐるのである。昔の人か之れを虫のせいにするのも面白い。

(二) 先生による安全性

最も大切なことが、もう一つある。即ち人のこうした機嫌に影響するのは健康安全の問題であるが、安全性の中でも、人に信頼を感じることは人生の安全性の第一である。幼稚園で幼児にそうした意味での信頼の安全感を興える第一人は先生である。どういうハッピーを興えるかは解らないが何ともいえぬウエルビーイングを感じさせるのである。或子は幼稚

園に来て、又昨日の様に叱られはしないかと思う。先生に於て安全感をもち得ないのである。先生に叱られながらもその膝にもたれる安全性がなければならぬ。先生とは何ぞや。何よりも先ず信頼の中心である。空襲下に於いてさえ、幼児が先生の手を握つてにこりとしたのは安全性がそこに起つてゐるからである。幼稚園へ来るあては教えて下さる先生でなく、安全感を興えて下さる先生である。そこに人間への信頼についての喜びのウエルビーイングの癖をつけられるのである。

さて以上すべてをくくるめて「習慣を養ふ」としてある。倫理的哲學的言葉は使つてない。習慣に外ならぬのである。習慣とは環境の中に養われる。即ち環境の中に健康、安全とウエルビーイングがみちていなくてはならない。習慣であるから、出来上つたところでたかゞ習慣であつて、幼児が特別偉くなつたわけではない。又習慣であるから必ずしも完成するものでもない。習慣がつけられるという所に意味があるのである。偉い先生の傍にいれば、ひとりりで感化を受け人間を完成するでもあろうが、こちらが感化するのではない。あなただけの習慣にするだけである。そして、此の「丈けである」と云う所に幼児教育の分限があるのである。

(三) 身體諸機能の調和的發展

次の「身體諸機能の調和的發展」は以上とは句讀點で別々のことになつてゐる。これが單に「身體諸機能の發達」でない

事は十分に注意される。身體の發達なら目的として七十七條に上つてゐるので、調和的といふところに問題があるのである。幼稚園教育が助長であると云つてもその子の特質をそんなに越えることはあるまい。そこで我々が助長するのはその調和を按配して行くのである。第一に身長體重の調和がそれである。何歳の子にはと云う平均が出てゐる。それが偏らぬ様にするのである。調和は單なる美觀をなすのでなく、健康的であるかどうかに関してゐる。都會の子が細いと云うのも調和に缺けてゐるのである。第二に調和的發達に於て大きい筋肉の發達と小さい筋肉の發達とが調和するかどうかが大切の問題である。指先活動は小さい筋肉の發達である。從來幼稚園は小筋肉を發達させるという事に偏りがちであつた。それが大筋肉への傾向を持つて來たのである。積木のあの小さい物から、かゝえ持つ大きなものえ、恩物から建設機構に移つた事は今では珍しくない。しかし大筋肉を忘れてゐることがまだ／＼ないでもない。子供の畫が指先で描かれる時フィンガードロイングと云う。此の頃の大阪紙に毛筆や刷毛で描く畫は大筋肉畫である。しかも指の扱ひと調和してゐる所がいゝのである。又耳だけでなく體でできくといふのが、今日の音楽である。子供は小さい聴覺より體で聴くのである。體で聴くから體でおどるのである。更に又感覺の調和といふ事も大切である。感覺は受身として働く時は部分であるが、生活としては全體的である。耳だけでできく事は出來ない。目を注いで身をのり出してきくのであつて、活動としては一つ／＼

が別の物ではない。感覺を一應一つ／＼に分けてみたとしては、目・耳・觸覺・嗅覺・味覺が調和に締結する事が望ましい。春の野に出て若し目文が美しい花を見、耳だけが鳥のさえずりを聞くのだつたらどうであるう。これは實に感覺の一つ／＼が分れてゐるのであつて、全體的な生活としては調和してゐないものである。人間のタイプによつて色によつて味わうのは畫家であり、音によつて味わうのは音樂家であるが、それらを偏らず掴むと云う所に、我々普通人のウェルビーイングがあるのである。

最後にウェルビーイングといふ、調和といふ實に、愉快な事である。それらを失う時にどんなに不愉快であらう。幼児教育は、そんな不愉快な筈のものでは斷じてないのである。ところで、この目標第一は、特に體育といふ扱ひでなく、どこまでも、心身を一つにしてゐる。それは、身體を離れた心なく、心を離れた身體はないからであるが、幼児の發達として、殊に、それを別々にしてはならないのである。日常の習慣にしても、心身一時のことである。身體諸機能といつても、その點の調和は心を伴うてのことである。教育の程度が高くなると、方法的に心身を分けて對象とするに至ることもある。しかし、幼児教育において、假りに、そうしたことを考へてはならない。「健康」の點の意味として最も悲しむべき不自然である。

會 か ら

○毎年恒例として夏期に開催してき

た本會主催の保育講習會は本年は東京女子高等師範學校主催の幼稚園教員認定講習會が七月間かれるため、取りやめとしましたが、いつもと同じく、同附屬幼稚園を會場とし、萬事幼稚園で事務をとりますので、集まられた方の気分は、認定などいむつかしい意味を離れて例年通りのなごやかさと親しみを楽しんでいただきたいと、本會一同希つていました。

○本號には文部事務官登原謙二郎氏にお願いして、學校教育法施行規則中、幼稚園に關係する條文を解説していただきました。施行規則というものは、事務的規則として、一般には正しく知られずいたりするものですが、新らしくなつた幼稚園を、正確に理解し得るために、是非読んでおかなければならぬものです。笠原氏の懇切な解説をたよりに、精讀せられることを切望します。次號で完結の豫定です。

○本會編纂の『幼稚園談話集』は、版を重ねつゝ暫く絶版、讀者の要求に應じかねていました。今度訂正の上四十餘の新篇を増補、

三巻に分けて新装、『幼稚園談話集』の名で近くフレール館から出版されることになりました。此の種の保育資料の乏しい今日、廣くお役に立ち得ることと思ひます。既に印刷にかゝつていきます。詳細はいずれ同館から廣告される筈です。
○お暮さの季節になります。誌友の方々の御健康を祈ります。

幼児の教育編集

編集主幹 倉橋惣三

協力委員 牛島義友

及川ふみ

齋藤文雄

多田鐵雄

山下俊郎

(五十音順)

編集部員 丸山長治

日本幼稚園協會

幼児の教育 第四十六卷 第六號

定價 金 五 圓 也

昭和二十二年八月十五日印刷納本
昭和二十二年八月二十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

編集兼 發行者 倉橋惣三

東京都千代田區神田神保町二ノ四

印刷者 發田榮藏

東京都千代田區神田神保町三ノ二九

印刷所 明和印刷株式會社

東京都文京區大塚町三十五

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田區神田神保町二ノ四

發賣所 株式會社 フレールベル館

電話九段(33)三九七番

振替東京一九六四〇番

○本誌御購讀について注文申込その他は凡べて發賣所フレールベル館宛に願ひます

及川ふみ先生畫

又リエ

B 6 判全二册

卷一、年少用

卷二、年長用

定價各金七圓

送料各一圓二十錢

本帳は東京女子高等師範學校附屬幼稚園の立案にて全國幼稚園、保育所に採用せられ頗る好評、表紙極彩色 頗る美麗、本文十六枚綴

じゆう画帳

A 5 判全一册

定價金三圓五十錢

郵税金一圓二十錢

出席カード

十二枚一組

定價金拾圓

送料金一圓二十錢

各幼稚園の爲に特製した二つ折の美しい四色刷のカード一ヶ月一枚宛、十二枚一箇年分、裏面には幼稚園と家庭との通信欄を設く

手技用折紙

全五色

各色五十枚

赤・青・黄・緑・紫

定價五十枚一組金七圓

送料金一圓二十錢

立體的手技の初めで、兒童自身工夫想像の餘地は少く、最初は全く模倣作業で稍困難ですが、慣るにつれて喜んで之をいたします。可成正確に折らせる處に諸種の教育的價値があります。

出席簿

五十枚一組

B 5 判

一組定價金五拾圓

送料一圓二十錢

巾六寸縦八寸五分にて兩面刷です一枚に園児四十名分を記入することが出来ます

月謝袋

B 7 判

五十枚一組

一組定價金廿五圓

送料一圓二十錢

日本幼稚園協會編

幼稚園お話集

いつでもですが、わけても此の頃、幼児の心は、いいお話に飢えています。幼児のためのいいお話とは、聴くに楽しく、ほどのよい甘さもあつて、柔い心の味覺をよるこばせ、消化し易く、純な心の榮養となることでありましょう。そうゆう好評で初版以來廣く行われ、その後暫く絶版になつていた、日本幼稚園協會編の「幼稚園談話集」に、除くべきものは除き、新しく四十餘篇を加え、全體に亘つて嚴密な校訂が行われ、三冊に分装せられたのが、此のお話集であります。幼いお子さん方の必須の心の糧として、幼稚園、保育所及び家庭の、久しき御待望に應じ得ますことは、幼児保育界におつとめすることを使命とする、本フレーベル館の大きな喜びであります。

B六判全三冊

各冊 二百頁内外

上・中・下 卷

定價各金三十五圓

送料 各金三圓

發行所

東京都千代田區神田
神保町二丁目四番地

株式會社

フレーベル館

振替口座東京
一九六四〇番